



各 位

会社名アルビス株式会社

代表者名 代表取締役社長 池田和男

(コード番号:7475 東証プライム市場)

問い合せ先 取締役常務執行役員 経営企画本部長

石田 康洋 (TEL. 0766-56-7223)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本 附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

217 /- LL H	(下橛部分は変更固別を小してわります。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際	(削 除)
し、株主総会参考書類、事業報告、計算書	
類及び連結計算書類に記載又は表示をすべ	
き事項に係る情報を、法務省令に定めると	
ころに従いインターネットを利用する方法	
で開示することにより、株主に対して提供	
したものとみなすことができる。	
	(電子提供措置等)
(新 設)	第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報について
	電子提供措置をとる。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部又は一部につい
	て、議決権の基準日までに書面交付請求をし
	た株主に対して交付する書面に記載すること
	を要しないものとする。
(新 設)	_(附則)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
(新 設)	第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書
	<u>類等のインターネット開示とみなし提供)の</u>
	削除及び定款第 15 条(電子提供措置等)の新
	<u>設は、2022年9月1日から効力を生ずるもの</u>
	<u>とする。</u>
	2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末
	日までの日を株主総会の日とする株主総会に
	ついては、変更前定款第 15 条(株主総会参考
	書類等のインターネット開示とみなし提供)
	は、なお効力を有する。
	3 本条の規定は、2022年9月1日から6か
	月を経過した日又は前項の株主総会の日から
	3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ
	れを削除する。
	日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から